

法人経営に係る新規作成規程一覧

(第14回法人化準備委員会(5/12)以降作成分)

No.	分類	規程名	決定プロセス		根拠法令	留意事項
			決定形式	備考		
会員に関わりのある規程						
1	組織・ガバナンス	日本学術会議内部統制等規程	会長決定	—	準用通則法第28条第2項において、業務方法書に「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」（内部統制に関する事項）を記載することとされていることされており、規程の整備が必要。	会員、連携会員及び職員は、通報対象事実を認知した場合は通報窓口にも内部通報をすることができ、また、通報したことで不利益を受けない。その他、通報事案の調査への協力、反社会的勢力による不当要求を受けた場合の連絡などが求められる。
2	組織・ガバナンス	日本学術会議監事監査規程	会長決定	—	同上	監事監査の実施に関連して、会員及び職員の監査への協力等について規定している。
3	労務	日本学術会議会員等手当支給規則	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第50条の2第2項	会員、連携会員等に支給する手当額を定める。
4	サービス	日本学術会議ハラスメントの防止等に関する規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第9条第3項、第11条及び第11条の3、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第25条	会員、連携会員等は、本規程の趣旨に沿ったハラスメントの防止に努めることとしている。
役員に役割のある規程						
5	組織・ガバナンス	日本学術会議内部監査規程	会長決定	—	—	会長は、監査担当者に命じて内部監査を行うとともに、監査結果に基づき、必要に応じて改善措置を指示することとしている。
6	文書管理	日本学術学術会議法人文書取扱規程	会長決定	—	—	会長名等の文書を事務局内の決裁で発出できるように規定している。
7	財務・会計	日本学術会議会計規則	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第49条	会長は、財務及び会計に関する責任者となっている。
8	財務・会計	日本学術会議寄附金等受入規程	会長決定	—	—	寄附金等の受入れについて、役員会が別に定める委員会で決定することとしている。
9	財務・会計	日本学術会議業務受託に関する規程	会長決定	—	—	業務の受託の有無について、役員会が別に定める委員会で決定することとしている。

No.	分類	規程名	決定プロセス		根拠法令	留意事項
			決定形式	備考		
10	労務	日本学術会議役員報酬規則	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第50条の2第2項	役員の報酬の種類、俸給、手当支給規程等を定める。
11	労務	日本学術会議職員給与規則	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第50条の10第2項	会長は、職員の俸給等の決定を行う。
12	労務	日本学術会議職員給与規則実施細則	会長決定	—	—	会長は、職員の俸給等の決定を行う。
13	労務	諸手当認定等の権限の委任について	会長決定	—	—	職員の諸手当認定等の権限を事務局長に委任する
14	労務	日本学術会議役員退職手当支給規則	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第50条の2第2項	役員の退職手当支給の基準を定める。 会長は、退職手当の支給、支給制限及び支払の差止め決定を行う。
15	労務	日本学術会議職員退職手当支給規則	日本学術会議規則	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣への届出が必要	準用通則法第50条の10第2項	会長は、職員の退職手当の支給、支給制限及び支払いの差止め決定を行う。
16	服務	日本学術会議職員表彰規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	労働基準法第89条	会長は、被表彰者を決定する。副会長（会長代理）は、表彰審査委員会の委員長として、委員会の運営を総理する。
17	服務	日本学術会議職員倫理規程	会長決定	従業員代表からの意見聴取、労働基準監督署への届出が必要	国家公務員倫理法第42条第1項	組織の長の責務として、会長の責務（倫理保持のための体制整備、違反行為があった場合の厳正対処等）を定めている。
18	服務	日本学術会議役員証・職員証取扱規程	会長決定	—	—	役員及び職員に対し、身分証を交付する。
その他の規程						
19	組織・ガバナンス	業務方法書	内閣総理大臣認可	監事の調査及び総会の決議後、内閣総理大臣の認可が必要	準用通則法第28条	—

※準用通則法…日本学術会議法第52条に定める規定により準用する独立行政法人通則法